

## 令和6年度 第2回奈良県子どもを虐待から守る審議会 議事録概要

日 時：令和6年11月6日（水）午後2時～午後4時

場 所：奈良県教育会館 4階大会議室（奈良市登大路町5番地5）

出席者：奈良県子どもを虐待から守る審議会委員（委員14名中11名）

才村会長（特定非営利活動法人児童虐待防止協会理事長、東京通信大学名誉教授）

赤崎委員（奈良県産婦人科医会 会長）

上田委員（元東大阪大学・短期大学幼児研究学科 教授）

大鳥委員（橿原市こども部こども家庭課 課長）

河村委員（奈良児童虐待防止ネットワーク「きずな」副代表・事務局長）

米田委員（奈良県保育協議会 副会長）

佐藤委員（公益社団法人母子保健推進会議 会長）

末松委員（奈良県児童福祉施設連盟 副会長）

田村委員（奈良市子ども未来部子ども支援課 課長）

西田委員（奈良弁護士会 弁護士）

松舟委員（奈良県里親会 会長）

- 議 題：（1）奈良県社会的養育推進計画の改定について  
（2）令和5年度奈良県における児童虐待の状況について及び  
第5期奈良県児童虐待防止アクションプランの実施状況について

意見及び質疑応答：

### （1）奈良県社会的養育推進計画の改定について

#### 【佐藤委員】

すみません。お尋ねしたいところが2点ほどあります。児童相談所と、一時保護施設の第三者評価なんですけれども、この第三者評価はかなり特化した形で、長く時間を設けてやるようなNPO的なところもあるし、こういう審議会の下の委員会的なところでやってるところもあるんですけれども、どういうところをお考えかなということが1点と、妊産婦等生活援助事業についても、居所がない妊婦さんの施設が無かったところが7年度に1箇所できるということで、かなり期待が大きいんですけれども、この施設は母子生活支援施設なのか乳児院なのか、これに対するバックアップも非常に重要だと思うんですけど、2つ教えてください。

**【こども家庭課 森田係長】**

まず1点目の第三者評価につきましては、一時保護所が令和5年度に実施しております、これにつきましては民間の専門事業者に委託をさせていただきまして、約半年ぐらいかけてやっております。児童相談所につきましても、同様の形で実施していく方向で考えております。

それから妊産婦等生活援助事業でございますが、来年度実施の方向に向けて検討してるところでございます、具体的なことはまだ確定していませんが、さきほど先生からお話がありましたように、乳児院や母子生活支援施設への委託が他府県でもされていて、医療機関というものもあるんですけども、他府県の状況も踏まえまして、どうしていくかを検討中でございます。また決まりましたらお伝えさせていただきたいと考えております。

**【こども家庭課 高垣課長】**

妊産婦等生活援助事業に関しまして補足させていただきますと、令和7年度実施と記載していますが、ここは、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援が必要でして、もう1つは医療機関との連携や体制整備が必要になりますので、令和7年度が目標なんですけども、令和7年度途中からでも実施するというのが目標ではあります。

それと先ほど説明がありました通り、乳児院や母子生活支援施設、あるいは医療機関、助産師会などを視野に検討しているところです。

**【佐藤委員】**

居所支援ですので、助産師会さんとかに委託されても多分居所を作らないと、なかなか難しいと思うんですね。

**【才村会長】**

今佐藤委員の方から1つ、児相の第三者評価についてご質問がございました。それで民間に委託するという答えだったんですが、例えば具体的に、今、全国規模でやってるところがJ-Oschisですかね。あそこの資料を見ますと、やっぱり人員不足で、大体毎年15ヶ所、児相が15ヶ所、一時保護施設が15ヶ所がもう精一杯ということです。全国児相だけで215ぐらいあるので、なかなか回ってこないと思うんですね。

そこで、自治体によっては、例えば虐待死事案の検証組織で、検証だけでなく、その検証で提言した内容がどの程度実現されているのか、その点検も含めて、業務について点検をしている自治体というのは少なくないと思うんですけど、そのあたりどうでしょうか。

**【こども家庭課 森田係長】**

一時保護所は大阪の業者をお願いしたんですけども、何社かあったと思ったんですけども、児相の方はあまり業者がないということですかね。

**【才村会長】**

そうですね。かなり大変な作業だそうですね。そこは丸2日間かけてするようです。ちょっと情報を集められて検討いただく必要があるのかなと思います。

【こども家庭課 高垣課長】

先生のご意見も踏まえて、検討させてもらいたいと思います。

【河村委員】

2件あるんですけども、まず1つは、この計画の③の、市町村のこども家庭支援体制の構築。児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進という取り組み項目があります。最近こども家庭庁ができて、こども家庭センターを各市町村に設けるということで、私ども、桜井なんですけど、桜井市にこども家庭センターをとというのは児童家庭支援センターのやっていることそのものなんだと。だから我々がやっているから、それに対して予算がついたら回してもらいたいという話をしているんですが、こういったことについても、各市町村に設置するって言うてもですね、何をどうしたらいいのか、ほとんど分からないと思うので、せっかく児童家庭支援センターを私どもが平成12年から開設して、もう20年近くやっておりますが、そういうことに対する予算措置が極めて少ないと。それでまた各市町村にこういうセンターを作るということで、どうもこの辺がですね、何をどうしようとしてるのかよくわからないということでありまして。この辺は県の方で、ある程度見解といいますか、調整していただきたいというのが1つです。

それからもう1つは、7番目の一時保護。今日も所長さんお見えになっておられますが、一時保護所というのは、中央児相では機能がなかなか果たせないということで、実は私ども飛鳥学院で、一時保護所も数年前に開設してやったところで、これでも足りないんですよ。今度、実は、児童家庭支援センターの機能を強化する、多機能化ということで、新たに児童家庭支援センターの建物を新設いたしまして、そこに一時保護所を併設するというようなプランで、今、日本財団に働きかけしているわけでありまして。

この一時保護所、というものを新たに設置する場合に、今、すでに私ども1つ設置しておりますが、新たにそれを追加してやる場合に、そういったものに対しての設備費とかは、果たして県の方でお考えいただけることがあるのかどうか、個別のことではありますが、項目としては非常に重要な課題でありますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

【こども家庭課 高垣課長】

まず1つは、資料1-1の左のローマ数字Iの改定の趣旨①に子育て世帯に対する一体的な相談支援を行うこども家庭センターの設置とありますが、こども家庭センターといいますのが、母子保健分野であれば、子育て世帯包括支援センターを市町村で設置し、児童福祉分野では、こども家庭総合支援拠点を設置することが児童福祉法に努力義務として規定されています。妊娠から出産、子育てまでの一体的な支援を行うため、今までは縦割りであったのをこども家庭センターで一体的に相談支援を行って連携を図っていくということが、今回の趣旨であります。

また、ヤングケアラーについても、法律上明記されましたが、18歳未満の場合は、こども家庭センターで対応して、支援計画を作成して対応していくということになっていきます。

市町村の縦割りに横串を刺すような感じがこども家庭センターで、児童家庭支援センターでも相談を担っていただいているんですけども、連携していくことが重要になってくると考えております。

また、一時保護所の件ですが、一時保護児童数も増えておりまして、中央児童相談所の一時保護所だけでは足りていないということで、一時保護委託の割合も増えてきていることは認識

しておりまして、いつもご迷惑おかけしております。一時保護所を確保することも検討して参りたいと思います。一時保護専用施設整備について、国の補助メニューで改修工事の場合、国と県で事業費の半分を補助することは可能でございます。

#### 【河村委員】

実はですね児童家庭支援センターというのが各都道府県に全国で180ぐらいできているんです。一番の問題は、大体2.5人ぐらいの職員の配置の予算ですね。ですから大体平均したら年間1200万~1300万、ちょっともらっても1500万、うちは相談件数が多いんで1800万、県で前年度600万ほど増額していただきましたが、それでも1800万。そういう状況ですね。実際には、あちこちでできておりますけれども、児童養護施設の補完的な機能としての仕事しかしてないんですよ。相談援助という仕事を、相談を受けてプラスの方向に向かうように力を貸すというような、そういうことまでしてるところは、はっきり言って私ども1件だけなんです。相談援助の仕事、難しいんでね。しかも2.5人ぐらいの人員配置では、とてもそんな手がまわりませんから。ですからそれを私どもも10人単位ぐらいでやってるわけですけども、これも極めて特殊なやり方なんですけども、そういう状況です。ですから各市町村に、こども家庭センターを作ってもですね、相談援助という仕事はほとんどできません。今、所長がおられますが、児童相談所でも、相談援助、ほとんどしていないと思う。ですから、そういうものを期待してそれがあるっていうことが、実際とうまく合致していないので、そういうものを作ったところで一体何をするのかっていうことになります。私どもとしては、既存のやっているところがあればそれを、できるだけ活用していただきたいというような趣旨を申し上げているわけです。

#### 【こども家庭課 高垣課長】

はい。ご趣旨は理解いたしました。市町村や地域とも連携を図って参りたいと思います。

#### 【赤崎委員】

平成23年から、母子手帳交付の際に各自治体が妊婦に対してリスクアセスメントを実施して、ほぼ100%のリスクアセスメントができています。その中で、まず特定妊婦、それから要支援妊婦、この2つに分類されます。特定妊婦というのは、養育環境が形成されない、維持できない家庭。継続的な特別な支援が必要だという方々。それと要支援妊婦。レベル的には比較的軽度なもの、その二つに分類されると思います。先ほど申し上げましたリスクアセスメント評価ができた結果、約2%は特定妊婦、20%が要支援妊婦。これは分娩の件数や、母子手帳登録の交付の数が変わっても、パーセンテージは変わりません。しかし、これが問題なのは、そういう対象が上がった時、実際にそれに対し、市町村はどう動いているか。特定妊婦並びに要支援妊婦に対して、支援ができてるのか。どちらも30%。70%はできていない。なぜかということ、単純にマンパワーが足りない、そういう報告でございます。

後期計画で、令和7年度から11年度にかけて、関係する職員に対する研修の実施回数、受講者数、これを増やすということですけども、まずは人員を増やしていただきたい。スキルアップも大事です。個々のスキルアップも大事ですけども、人員を増やさないと、根本的な解決に繋がらない。マンパワーが足りないということと同じです。ですからマンパワーを増やしていただきたい。もう少し申し上げますと、これは市町村が掲げてるパーセンテージでございますけども、妊婦が医療機関を受診してから、いわゆる特定妊婦、要支援妊婦になる方もいらっし

やるんです。その数は今まで全く掲載されておりません。経過も分かりません。医療機関だけの対応ではなかなか難しい。市町村と医療機関、様々な関係する機関が協力をしてやっておりますので、市町村に対しましては、マンパワーの、定員の増員。ぜひぜひお願いしたい。何とかお願いしたいということです。

もう1つ、包括的に、こども家庭センターで妊婦の家庭の支援をこれからしていこうという話でございますけれども、各市町村の庁内の関係する機関が連携していただくのは非常にありがたいですが、そこに要対協を必ず入れて欲しいんです。今現実を申し上げますと、要対協だけ外れている。特定妊婦は要対協に決定権がございますけれども、なかなかそれが、働きが悪いと言うと語弊がありますが、うまく動いていない。要対協と母子保健担当課の連携がまだうまくいかないで、妊婦及び医療機関がちょっと混乱してるところがあります。直接、医療機関から要対協に連絡しないといけないケースもございますので、ぜひこの点も、よろしく願い申し上げます。

#### 【こども家庭課 高垣課長】

人員の増加や、市町村の体制強化ということで、この前の榎原市の事案の報告書でも提言をいただきました通り、市町村に対する配置基準がないということがありましたので、そこは国として保障して欲しいということで、夏に政府要望を行ったところでございます。今後も国にも働きかけていきたいと思っておりますし、あとは人員のスキルアップも必要なことと思っておりますので、研修の目標を上げさせていただいてる次第です。

要対協とこども家庭センターの関係なんですけれども、こども家庭センターは市町村内部の組織ですので、そこで母子保健分野と児童福祉分野で連携しながら、要対協とは、外部機関との連携を図るということで、市町村と外部と連携が図れるということです。こども家庭センターに統括支援員がいますので、母子保健分野と、児童福祉分野で連携を図ることができるのではないかと思います。先生がおっしゃる通り、連携強化に努めて参りたいと思います。

#### 【才村会長】

要対協は、要保護児童、要支援児童、特定妊婦という3つが対象になっている。現実問題、要保護児童の対策に追われてしまっていてなかなか特定妊婦にまで手が回らないという実態が少なくないと思うんですけど、要対協の取り扱い実態といいますか、その辺りの把握しているのはされているんでしょうか。

#### 【こども家庭課 高垣課長】

特定妊婦で報告をいただいた人数は、ざっくりなんですけれども、3月末時点で特定妊婦中の方が約150人、あと、年度中に特定妊婦が解除された方というのは、約150人の合わせて約300人です。

#### 【才村会長】

どうしてもね、優先順位からすると、要保護児童に重点を置かざるをえない。ただやっぱりその予防っていうところすごく大事なので。それを考えると、妊婦の段階から、きちっと関係機関が連携しながら支援していく。そういう体制が必要になると思いますし、そこは赤崎委員がおっしゃった通りだと思います。

### 【上田委員】

私もかつて相談現場にいまして、マンパワーという言葉が出てきましたが、市町村のこども家庭センターというの、専門的な人のマンパワーの充実をきちっと定めていただかないといけない。昨年度の櫃原の事件がありましたけど、やっぱりいろんな係が関わっててなおかつ前に進まない。子どもの訴えとか、いろんなものを全部拾い上げられない。そういう意味では、設備を作ってもやっぱりその中でどう機能していくかってことを考えると、マンパワーってとても大事だと思うんです。私もかつて相談現場にいましたけど、毎年新しい職員が一般採用されて回ってくるわけです。三、四年たつてベテランになると、また県に帰っていったりするんです。そうするとどうしても、マンパワーが発揮できない。そういう意味ではその辺の体制も含めて、市町村のセンターのあり方っていうのも、きちっとやっていただきたいと思うんです。

この間もニュースを見ていましたら、大阪の事件だと思うんですけども、こどもがどうも保育園で虐待をされている。こどもが行く嫌やと言ってるので、親が園に訴え、関係課に訴え、保育の課、こども家庭課の方に訴えても、分からなかったと。そこで親が最終的にこどもの荷物の中に録音テープを入れて、やっと証拠がとれて、市へ持って行って調査に入ったという、そういうことが報道されてました。その時に、こども課と、それから保育園担当課の課長がインタビューに応じて、報告してました。非常に穏やかな表情で、「私たちは警察ではありませんから、それをいちいち探すことはできないんです。園の方にもカメラが設置されていても、それを見ているのか見ていないのかわからない。」と。そういうね、非常にこどもの訴えに敏感なところでも拾えない。何のために、虐待のことに関わってやってるのに、こどもが傷つくわけですよね。そういうところも含めて、組織を作るときにきちっと、マンパワーと、マンパワーだけでなくスキルアップが必要です。私は腹立ちながら見てたんです。いろんな組織を作るときに、やっぱり大事なものは人なんです。きちっと県の方で体制を作っていただきたいと思います。

### 【才村会長】

確かに福祉は人なりと言われますよね。どんなにいい制度ができて、担うのは人材ですから。ただその人材がいなかったり、また疲弊したりしているようでは、制度が絵に描いた餅になってしまうので、制度の充実と、人材の充実と、これはもう車の両輪だと思います。

### 【こども家庭課 高垣課長】

上田先生がおっしゃいます通り、人材確保は重要だと思っております。県も他人事ではなく、児童福祉司を採用しておりますが、全国的に不足しています。事務職員は3年で異動したりすることが多いんですけれども、もう少し事務職員の占める割合を下げて、児童福祉司や心理判定員といった専門職員が活躍できるフィールドを作っていきたいと思っております。ただ単に専門職員を充足しているだけでは駄目なので、将来を見通せるように、キャリアパスを構築したり、早期退職しないように専門性向上の研修を同時に行っていきながら、長期的に取り組んで参りたいと思っております。

### 【才村会長】

あくまで概要版なので、掲載しきれないんだと思いますけど、その評価指標は評価指標です

ごく大事で、これは国の策定要領を踏まえておられるんだと思うので。ただその評価指標、その目標値を実現するためにどういう方法を取るのかっていうところがすごく大事です。ですから今の議論もそうですけど、例えば児童福祉司を増やすにしても、やっぱりなかなか人員の確保が難しい。だからそうなれば、例えばその待遇を見直すとか、その方法がすごく大事だと思うんですね。ところがこれは概要版なので致し方ないと思うんですが、そこは書かれてるということでもよろしいでしょうか。

人材が定着する、その専門性の蓄積という話だったと思いますけど、人材が定着して専門性が積み重ねられるような人事システムですよ。通常は一般行政職と同じ異動サイクルで変わっていくと思うんですけど、こういった仕事は本当に経験の蓄積が大事なので、一般行政職と同じような人事ローテーションではうまくいかないと思います。そこは樺原市事案でも提言として書かせてもらったと思うんですけど、そういった「方法」ですよ。だからこれはそう簡単には出てこないんですけど、知恵を出さない。ただその目標値だけ掲げて、結局できませんでしたっていうことになる。話にならないので、その目標値を達成するには県としてどういう方策をとるのか、とろうとしてるのか、そこまで言及してもらわないといけないと思うんです。

**【こども家庭課 高垣課長】**

はい。わかりました。また本文を書いた後に皆さんにもご報告させていただきたいと思います。

**【才村会長】**

例えばですね、国の策定要領で一時保護改革に向けた取り組み、この施策の柱として⑦のところですね。ここで一時保護専用施設の数しか上げられてないんですけども、策定要領を見ると、一時保護所の必要定員数とか、一時保護委託ができるところの資源を確保するとか、一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期、一時保護改革に向けた計画を策定するという事で、育成方法とかも書かれてるんですよ。ただここは概要版なので、ひょっとしたら書かれてるのかもわからないですけど。そこの不安がちょっと残るものですから。

**【こども家庭課 森田係長】**

国が示してる要領につきましては、基本的には何かの項目を記載しないというつもりはなくて、基本的には全部書きます。今回は、概要版ということで主なものだけ上げさせていただいておりますが、計画に反映するときは盛り込むように考えております。

**【松舟委員】**

④番の里親委託の推進についてです。右の方に、7年から11年までの指標が書かれておりますが、里親委託可能な人を多くするという意味合いで、11年度に141組ということで約年間20組ずつぐらい増えるようになってるんですけども、支援する側として今年度は里親支援センターを設立していただきました。指標として一箇所を継続ということになりますが、里親側から見ますと、県が南北に長くて、支援が分断する傾向もなきにしもあらずですので、できれば南部の方、樺原市とかいったところでセンターの増設みたいなことも、11年度に向けては検討されてはどうかかなということのを要望として掲げたいと思います。

【こども家庭課 高垣課長】

今年4月から里親支援センターを社会福祉法人天理で設置していただけてまして、児童福祉施設として認可されております。先生がおっしゃるように奈良県は南北に長いと思いますので、将来他にできる場所も探していきながら、取り組んで参りたいと思います。

【末松委員】

今の話と関係のあることなんですけれども、委託率であつたりとか評価指標のことで、4番について、他の会議とかでもお話は聞いてるんですけども、どうしてもこの根拠が分からないんです。令和6年度が全体で25.4%で、これは5年度に比べたらかなり増えているということはよく分かるんですけども、今後11年度に向けて、どの指標も倍ぐらいにはなるような感じなんですけども、分母という担保があるのかなっていうのがすごく疑問です。いわば人口も減少していった中、生産年齢人口なんか一番増えていくのはもう高齢者だけという中で、20組ずつ登録者数を増やしていくっていう、この数字のエビデンスというか、こういう見通しがあるんだよっていうところが、全然見えないままで。いつも質問すると数値は決めないといけないから、でもこれには捉われませんよとおっしゃるんですけども。それにしても、もう少し現実的な数字を出した方が、達成できなかった時に達成できなかったやんかみたいな話になりそうな予感がするので。これだけの数値を書く以上は、こういう裏付けがあるんだということであれば、心配しなくてもいいのかなとは思いますが、ちょっとその辺がよく分からない。

あと、児童養護施設や乳児院の地域小規模化に向けてということで、今、私どもの方も手を挙げさせてもらって、いろいろ探している最中ですが、どうしても進めていく割には、少し規制のハードルが高いかなという気がします。例えば、賃貸でなかなか子ども6人が入る基準を守って、平米数であつたりとか1人当たりの居室の広さとか、そういうところがあるかっていうと、はっきり言ってないなということも、今、痛感しています。じゃあ土地を買うなり、土地を借りるなりしてこれから建てていく、いずれにしても1から建てるとなると、800万という上限の補助金だけではどうあっても今のこの物価高騰の中、無理かなと思います。少しそのあたりも、これは県というよりも国の方針によると思うんですけども、推進していく以上は、建てる方としてはハードルを少し下げてもらったほうがいいと思うんです。

里親の方に戻るんですけども、最近私がちょっと周りを見聞きしていると、どうしても委託率を上げるに伴って、やっぱり里親不調が出てくることが見えていて、その辺りがこれからどういうふうになっていくのかなというのが心配なところです。

【こども家庭課 森田係長】

小規模化の話でございますけども、先ほど末松委員さんもおっしゃいましたけど、国の制度に沿ってる部分もございますので、規制撤廃というのは難しいんですけども、県としても目標を掲げておりますので、財政的な支援というのはしていくつもりでございます。里親の委託率につきましても、前提としましてももちろん数字ありきではなくて、その一人一人のこどもさんに応じた委託先というのは、児童相談所の現場で考えていただけてますので、もちろん数字ありきではないです。ただではなぜこの高い数字なんだというところですが、確かに国が示しているのは乳幼児75%、学童期50%になっています。さっきおっしゃったように、少子化でこどもが減っているじゃないかということなんですけども、今回の委託率を出すに当たりまして、国としましても、現在の少子化だけを反映するのではなく、人口規模プラスいわゆる潜在的な



社会的養護の児童をそこに加えなさいという要領でありまして、具体的には、長期的に一時保護が続いてる子、児童福祉法では2ヶ月が一応目途となっておりますので、それを超えるような一時保護の児童も、将来の推計に加えて、分母が大きくなっております。ですので、もちろん里親さんの数も増やしていかないといけないんですが、エビデンスは踏まえております。ここに全て書いていないんですけども、そういった分母を増やしたり、あとは例えば里親委託数を増やすことによってこの数字が達成できるように、計算式は別途ございますが書いていなくて申し訳ないんですけども、国が言うからこの数字に合わせているというわけではございませんので、ご理解いただければと思います。

【才村会長】

私の方からお伺いしたいんですけど、国のこの計画の策定要領を見ると、複数名の子どもの意見を聞くこととされていると思うんですね。その辺は、されたんでしょうか。

【こども家庭課 森田係長】

奈良市さんと共同ですが、まず1つ目はですね、児童養護施設におられる子や、里子さん、主に小学生以上ですけども、アンケートを送りまして、回答いただくというのをしております。かなり施設の方や里親さんにもご協力いただきまして、9割近い回答率だったので、それは取っております。あとは1日、児童養護施設の子どもや里さんに会議室に集まっておきまして、インタビュー調査をしておりますので、こどもの意見を踏まえた上で、この計画に反映していこうと考えているところでございます。

【才村会長】

令和4年の法改正の1つの柱である、こどもの意見表明というところで、お膝元からそれやっけていかないと、なかなか市町村とか、民間の施設にお願いしにくいのかなと思います。

(2) 令和5年度奈良県における児童虐待の状況について及び

第5期奈良県児童虐待防止アクションプランの実施状況について

【河村委員】

日本の子育ての問題あるいは教育の問題というのは、虐待の問題だけじゃないんですよ。虐待ばかり追っている、全体の仕組みがそういうことになってしまっていて、児童相談所を含めて、あらゆる児童に関わるものが、児童虐待に向かっているっていうような、そういう状況はそろそろ抜け出さないといけないんじゃないか。最近発表されました、小中学校の不登校児についても、一昨年に30万件、もう1年間で4万件増えて、昨年度は34万件。不登校児は潜在的にもっといるわけです。それからいじめの問題もあるし。出生数が前より減っておりますから、各市町村で、大体小学校で1学年が大体20人ぐらいが平均ぐらい、普通の都市はそういう状況になっている。そういう状況の中で、結局不登校児がこの10年間の間に何倍にもなったりすることは、一体これは何を物語っているのかっていうことを、我々もよく考えなきゃいけない。要するに、教育の目標というようなものが、一体どう

なってるかというようなことをですね、もうちょっと根本的に考えること。ですから、総合的に、虐待の問題だけじゃなくて、もう少し総合的にこども子育ての問題、あるいは教育の問題というものを捉えていくということにも、足を踏み込まないと、虐待一点張りということでは、世の中のもっと複雑な問題に対応できない。いわゆる子育ての目標とか教育の目標というのは、こどもが、将来、市民的に成熟する、いわゆる、一人前の社会人になる、自立するということを目指さなければならぬ。これはもう皆さん、ほとんど同意見だと思います。しかし、実際に、社会の1構成員として、ちゃんとやっていけるようなこどもがちゃんと育ってるのかっていうことになると、極めてあやふや、危ない状況にあるわけですね。いわゆる34歳未満で、無職が70万人ぐらいいるとか。ひきこもりは、64歳ぐらいまで広げますと、150万人ぐらいということで、34歳未満は70万人ぐらい。フリーターっていう極めて不安定な就職状態にあるこどもが200万人ぐらい。これは自立してないわけです。そういう状況の中で、最近は闇バイトの問題もありますね。もっと子育てや教育の問題について、総合的にとらえていくような形に方向転換をしていただかないと、虐待ばかりやっていてもね、実際には本質的なものに結びついていけないというふうに思うんです。子どもを虐待から守るというテーマはテーマでいいと思いますけれども、もうちょっと幅を広げて、いわゆるこどもの自立、社会人としての自立っていうことに重きを置くということであれば、おそらく児童相談所でも動きづらと思うんですよ。虐待ばかりですからね。

母親ってというのは、こどもを産んだら全てがこどもを育てることに適してるわけじゃないんです。最近の家族社会学では、母性というものが生まれつき備わったものじゃなくて、成育歴の中で培われているものだというような考え方も出てきているわけでありまして。こどもを産むということとこどもを育てるってことは全く別問題であるという考え方を持たないと、それを家族に全部丸投げして、押し付けて、自己責任でお前しっかりやれよっていうようなことが、今の日本の現状なんです。ですからどうしても、我々が携わってるもの、児童相談所もそうですが、家族に全部戻せばいいと。無理やり押し付けときゃそれでいいんだということになって、結局それはこどもの自立にとってマイナスで、こどもが自立しないということがでできます。

そういう社会になって、ああいうような青年が続々と今、誕生してるというふうなこともそういうことの裏にあるんじゃないかなと思いますので、虐待から少し広げて、こどもの自立を支援する。一人前の社会人を育てるという方向に目的をしていただければ。

実際に私も相談援助やってますとね、本当にもう、子育てに頭痛めたり、どうにもならないってさじを投げてるような家族がいっぱいいる、母がいっぱいいるんです。そういう人の場合にはやっぱり社会的養護の道っていうものがきちっとあるわけですから、あるいは里親含めて、家庭だけでこどもを見るんじゃない、社会全体で子育てを支えていくという、そういう方向に、県の当局もお考えいただきたいというふうに思うわけでありまして。

【こども家庭課 高垣課長】

先生が仰る通り、社会全体の問題もありますので、児童虐待ばかりに対応するのではなく、虐待を未然に減らしていけるような方策も、必要なんじゃないかなと感じるところです。特にこどもの貧困やひとり親と児童虐待との相関が高かったりすると言われますし、2010年代において、ひとり親家庭に対する所得の再分配機能がOECD加盟国の中でも、日本は低いという話も聞いたことがあります。そういったことで、国でも、こども未来戦略や、こども大綱が策定されました。県もこども未来戦略を策定したところですが、児童虐待というのは、あくまでも最後に行政が関わっていかなければならないところでありますので、しっかりと取り組んで参りたいと思います。

【才村会長】

河村委員のご意見はすごく大事な視点だと思います。この審議会は、こどもを虐待から守る審議会ですので、虐待に焦点をあてる話になるかと思うんですが、やっぱりその虐待というのも、社会のいろんなひずみの1つの現れと言うか、到達点の1つだと思います。そういうふうにと考えると、もっと大きな視点から、時代の担い手をいかに健やかに、社会全体で育てていくかという枠組みが必要だということ。となると、確かにこども・女性局だけではやっぱり限界があって、教育委員会とか、それこそこどもの貧困とかいうことで、県全体を挙げて、さらにはその県庁だけじゃなくって、県を挙げて、県民も含め、そういった取り組みが必要だと思うんですけど、県庁の中でそういった動きはあるんでしょうか。

【こども家庭課 高垣課長】

こども未来戦略はこども・女性課が中心になって策定したんですけども、策定にあたっては、庁内横断的な組織として、こども子育て推進本部を昨年から設置し、全庁的に取り組んでいるところです。予算措置されて施策が形になりつつあるんですけど、今後、目に見える形で変わっていき、成果として現れると思いますので、時間のかかるところですが、取り組んでまいりたいと思います。

【上田委員】

私は今、名前は言えませんが、ある町の子育て支援会議を仕切ってやらしていただいてまして、中学生と小学生の学年を決めて、その町の全員のアンケートを取ったんですね。その中で結果から言いますと、いわゆる生活が安定している家庭と困窮している家庭の中で、結果が出てきました。結局、困窮している家庭の中に、こどもはもう中学校から高校ぐらいでいい、そういうアンケート結果がいっぱい出てきてる。子どもはやっぱり、自分がこういう人になりたいとか、こういう先生になってみたいとか、いろんな社会の場面でやりたい希望を持ちながら学んでいくんですけども。そういう家庭にもっと経済的に支援して、こどもたちに夢を持たせ、例えば高校まで行って、大学も行って、そこでいろいろ学べるようにす

る。これまでの家庭の中で、どちらかというともともに学べないような環境だった、そういう子どもに対して、もっと教育の場を保障してあげる、そういうことを進めないといけないんじゃないかなと思います。と言いますのは、高校の無償化とか、今大学の無償化まで言ってますけども、まさに教育が阻害されたような子どもたちが、経済的にも阻害されていた子どもたちが、自分の夢を果たすために大学まで行けるといいう制度を作って、援助していく、そういうことも考えていく必要があるんじゃないかなと思います。私今、高校無償化って言いましたけど、大体、お金を払っていけるところを無償化してるわけでしょ。それよりもそういう子どもたちに向けて、健全育成していく。育てていくことを支えていける。そういうもの、安心感を子ども、家庭に与えていく、そういうことが施策に必要じゃないかな。

私は施設にいた時分は中卒、高卒で終わる時代だったんです。今は、大学に行く場合も多いうて言いますけれども、希望する学生、生徒さんに関しては、そういう制度もきちんと適用してあげるといいうことを考えて、人を育てなければならぬ。その子どもたちの人生も育てていくために、子どもと家庭を支援する方策作りですけども、そういうことも私は必要ではないかなと思っています。

#### 【才村会長】

もちろん県としての限界みたいのがあって、国の役割が大きいと思うんですけど、ただ現状の枠組みの中で県として何ができるのか何をしないといけないか、是非検討いただきたい。さすが奈良県は子育てに優しいと言われるような自治体に是非なっただきたい。

#### 【赤崎委員】

資料2全般にわたりまして、拝見しますと、心理的虐待が多くなってるというところでちょっと心配していることがございます。主たる原因が、様々な原因であったとしても、メンタルヘルスに関わる虐待死が多くなっていると推測できるかなと思います。我々、メンタルヘルスに異常をきたす妊婦であったり、じょく婦であったり、そういう方をサポートする。いわゆる医療スタッフがほとんどサポートしているわけですけども。精神科に専門的な治療をしていただく時に、非常にその体制が脆弱。県全体が脆弱だということは否めません。

全国的に妊婦の自殺の実数は年々増えております。その中で、奈良県におきましては、妊婦じょく婦が、緊急で精神科に受診する必要のある方は、奈良医大の産婦人科経由、奈良医大精神科と動いておりますけれども、通常の、いわゆるグレーゾーンにいらっしゃる方、精神科に1度診察に行きましょうというようなレベルの方の精神科紹介におきましては、本当にうまくいかない。紹介しますと、3ヶ月後、半年後、初診がですよ。非常に、困ってる状況でなかなか打開策がありません。精神科の教授と話をしますと、体制ができてると仰ってましたけど、なかなかできていないと思います。緊急の場合のケースと誤解されているかなということですよ。グレーゾーンの被虐待者、メンタルヘルスに関わるものの対応という

のは、これから非常に大事だなと認識しておりますので、行政の方から、ぜひ医療の方にプッシュしていただきたい。お願いしたいです。

それからもうひとつ、これは無理だと思うんですけど、虐待がどういう経過になっているかということが少しでもわかれば、非常にありがたい。医療機関ですとね、そういうデータが倫理委員会の問題でできません。行政が主導しますとその統計が簡単に出てくると思いますが、ぜひそういうことをできましたらお願いいたします。

**【才村会長】**

その後の生活ということですかね。

**【赤崎委員】**

そうです。そういうデータはほとんどございませんので。

**【西田委員】**

資料2-6のアクションプランについて、令和5年の樫原市虐待事件の検討させていただいた経験からすると、ここのアクションプランの指標や、評価指標というのが、やや実効性に欠ける内容になってきてるんじゃないかなという印象をもっています。例えばですね、⑤の2段落目の、経路別件数のうちの医療機関件数というところで、評価指標は、通告件数の増加とだけなっていて、29件から41件、増えたからいいっていうふうな状況では全然ないわけです。医療機関からの通告がもっともってあつてしかるべきかなというふうに思います。検証の時も医療機関が複数関わってたんですけど、通告があったのは、そのうちの1ヶ所からだけでした。この辺の通告をしなければいけないんだという意識は圧倒的に欠けているのかなというふうな印象でありました。それから例えば、市町村のところでも、これも県の体制でもそうなんですけれども、単に人数割りで何件以下だから、目標達成してますねしてませんねっていうことではなくて、やはり経験のある人がどれだけいるかということが重要だったわけです。そういったことが、この指標で上がってこないという内容になってますので、令和5年から7年でのアクションプランということになっておりますが、少し見直して、実効性のあるアクションプランにしていくことが必要かなというふうに思います。

**【才村会長】**

例えば、この⑤の下から、4つ目のこども家庭相談センター職員による市町村実務者会議への参加回数、実施回数増加、117回から126回で、進捗状況はいいんだということになっています。ただ、ケースそのものが増えてくると、当然その回数が増えてくるので、その出席率が大事なのか、今、西田委員のご発言を踏まえて気づいたんですが、トータルで回答いただけますでしょうか。

**【こども家庭課 森田係長】**

アクションプラン第5期ということで、10数年前にできましたが、そこから児童福祉法も改正されていますし、いろんな状況も変わってる中で、今回、4年度の児童福祉法の改正がありましたので、6年度の指標に追加することは考えていたんですけども、既存のものを見直すという視点が欠けておると思います。今仰ったように数字だけ見ても分からないですし、才村先生が仰った、回数が増えてもですね、実際分母が分からないと、ちゃんと参加できてくるかってのが分かりませんので、例えば率にするであったり、両方併記するであったり、そこは分かりやすいように検討したいなと考えております。西田先生からいただいた意見も踏まえまして、また来年度、項目を追加しますので、その中で総合的に考えていければと考えております。ご意見ありがとうございました。

**【米田委員】**

西田委員のお話を聞かせていただきながら、私の方も、③の虐待予防と早期の対応の予防というところが、指標のところでは100%、39市町村すべて達成できれば、本当に、虐待の件数が減ってるのかなっていうのをちょっと考えてたんですけども、個別ケース会議の開催回数が増えている、1032回になっているっていうところから、令和5年度の虐待のこともたちの6432人を39市町村で割って12ヶ月で割ると、2.4に1回の会議なんです。実際にこれだけの子供たちが虐待にあってて、その回数で幸せになっていったのかなっていうのを考えたんです。以前もお話させていただいたと思うんですけど、終結がどのぐらい達成されてるのかなっていうものが数字として出てこない、どんどん上積みばかりになっていったんじゃないかなというのを感じるんです。その年度に、会議が行われた結果、終結が何件あったというようなことが数字としてあって初めて虐待の発生に対する、周りの取り組みというのが達成されてきてるのかなっていうこともわかると思いますので、もう少し、そういうところにも力を入れて表していただけたらなというふうに思います。

**【才村会長】**

進捗評価ですね、そのあり方について、見直していただけたらと思います。